

令和2年度 第2回東久留米市自転車等放置防止対策審議会（第11期）議事録

日 時：令和2年9月1日（火）14：00～15：00

会 場：市役所7階 701会議室

出席者：【審議会委員】大野委員、鎌田委員、結城委員、小原委員、山下委員、永渕委員

【傍聴者】0名

【事務局】管理課長、担当職員3名

配布資料：次第

資料-① 東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業民間活力の導入に向けた事業手法の選定について

資料-② 複数階における自転車等駐車場使用料のシミュレーションについて

資料-③ 令和2年度第1回東久留米市自転車等放置防止対策審議会（第11期）議事録（案）

第1 開会

第2 資料説明

第3 審議

第4 諸報告

第5 閉会

第1 開会

会 長 皆様こんにちは。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、令和2年度第2回東久留米市自転車等放置防止対策審議会を開催いたします。

本日の審議会は、過半数の方が出席されており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、傍聴人の確認ですが、本審議会の傍聴を希望する方はおりますでしょうか。

事 務 局 おりません。

会 長 ありがとうございます。傍聴人の確認につきましては以上となります。

第2 資料説明

会 長 続きまして、次第の2、資料説明に入ります。本日は、自転車等駐車場の料金体系について皆様とご審議させていただきたいと思っております。先日、本日の審議会開催通知とともに事務局より資料の配付があったと思っておりますが、改めて事務局より配付資料の確認及び説明をお願いしたいと思います。

事 務 局 それでは、まず資料の確認をさせていただきます。
資料確認に先立ちまして、本第2回の開催につきまして、当方の都合により、日程

変更となりましたこと深くお詫び申し上げます。また大変お忙しい中、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。本日は自転車等駐車場の使用料についてご議論いただきたくお願いいたします。

それでは資料の確認をさせていただきます。お配りいたしております資料は、審議会次第のほか、

- ① 東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業民間活力の導入に向けた事業手法の選定について
- ② 複数階における自転車等駐車場使用料のシミュレーションについて
- ③ 令和2年度第1回東久留米市自転車等放置防止対策審議会（第11期）議事録（案）

の3種類でございます。資料の不足等ございますでしょうか。

（資料の不足なし）

事務局 資料の確認につきましては、以上でございます。

会長 続きまして、資料の説明をしていただく前に、前回の第1回審議会の議事録について確認をさせていただきます。先日、事務局より本日の第2回審議会の開催通知とともに配付させていただきましたが、内容につきましてご指摘等ございますでしょうか？

（指摘等なし）

会長 議事録につきましては本案で確定といたします。
それでは、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 それでは資料説明に入りますが、その前に、前回、使用料については市があらかじめ上限を定め、運営事業者に定められた上限の範囲で使用料を設定させる方向で検討を進めるとお伝えしたところでございますが、同じく前回説明させていただいたとおり、本事業につきましては、PFI等手法による民間活力を導入した事業手法の選定を進めており、前回の審議会（6月23日）以降とりまとめられた、民間事業者への参画条件や意向を確認する市場調査や、多摩地区の自転車等駐車場を運営する自治体へのアンケート調査結果を基に庁内調整を行った結果、使用料については先の上限値を定める手法でなく、市があらかじめ定額使用料として定めていくとの方向で進めていくこととしております。具体的な内容や理由につきましては後ほど担当から説明させていただきますが、本日はそのような形で作成した資料に沿って進行を進めて参りますのでよろしくようお願いいたします。

事務局 それでは、資料について、ご説明をさせていただきます。
恐縮ですが、座らせていただき、説明させていただきます。
はじめに資料①をご覧ください。こちらは、令和3年度中の施設整備着手を予定している駅西側の東久留米駅西口第1及び第2自転車駐車場整備における事業手法に

ついて、昨年度、調査研究を進め市場調査を行った上でシミュレーションを行った結果について取りまとめた資料でございます。

市は、昨年度、本資料の内容のように検討を進め、これまでの公設公営の事業手法に比べ、トータルコストの縮減、利用者の利便性の向上等が期待できる PFI 等手法を導入することとし、現在、事業の対象範囲等を定めるために庁内調整を進めながら検討を進めているところでございます。

今後、進めていく民間事業者による事業手法については、この度の使用料金の検討に関連もありますので、本資料をもとに現在、検討を進めている事業内容について説明させていただきます。

まず、表面の「1. 対象施設」をご覧ください。

当該自転車駐車場整備等の事業手法の選定にあたり検討の対象としたのは、新たに建設し、管理運営を行う中段右記載の「第1及び第2自転車駐車場」と、あわせて、既存の市営東第2自転車等駐車場（定期）及び市営西第9自転車等駐車場（定期）の維持管理業務や放置自転車対策業務についても、本事業との一体的な実施について検討を開始しました。

次に「2. 検討手順」についてですが、右下に記載している「検討フロー」をご覧ください。①条件整理、②市場調査、③VFM の算定、そして導入可能性の評価という順で行っております。

先ず、中段左側に記載しております①の条件整理でございますが、ア導入機能、イ業務範囲及び官民役割分担、ウ事業方式、エ PSC（これは従来方式による公設公営で行った際の概算事業費）、これら4つの条件の検討や整理を行いました。

次に裏面2ページにまいりまして、検討フローの「②市場調査」ですが、民間事業者に民間事業で実施した場合の削減率等についてのアンケートを行いました。ご回答いただきました11社についての回答結果でございますが、建設費から維持管理費までのコスト削減率は、記載のとおりとなっております。また、望ましい事業手法としましては、DBO 方式、これは施設整備に当たり公共団体が自ら資金調達を行う方法のことで、本市でいえば、国や都の補助金を活用するのと合わせ都市計画税を充当する等により資金調達を行い、民間事業者が施設の設計、建設、維持管理、運営を一括で行う事業方式です。この DBO 方式がもっとも望ましいとされ、また事業期間としては10年という市場調査結果となりました。

次に検討フローの「③VFM 算定」ですが、市場調査で把握した事業費コストの削減率や事業方式や事業期間等から、VFM、いわゆる従来方式と比べ、民活手法の導入により、トータルコストをどれだけ削減できるかのシミュレーションの算定を点線枠内の前提条件のもと行いました。その結果が、最後の「3. 評価結果」でございます。

評価結果につきましては、VFM、定量的評価、定性的評価でまとめております。先ず、VFM についてですが、民活手法である PFI 等手法は、従来の公設公営による事業手法に比べ796万5千円の縮減が図れる結果となっております。次に VFM と同様に定量的評価としては、「設計段階から維持管理運営段階を見据えた合理的で創造的な提案がなされることによるコスト削減の期待される」ものと考えております。

また、定性的評価としては、「民間ノウハウの発揮による利用者の利便性（サービス向上）」等が期待されまして、以上のことから、当該駐車場整備事業については、市が国や都の補助金を活用し、資金調達を行い、民活手法である PFI 等手法（DBO 方式）

を導入していく形で取りまとめさせていただいております。

下段には、今後のスケジュールとして、表のとおりまとめさせていただいております。

このように市は、当該駐車場施設を民活手法である PFI 等手法を導入し、施設整備や整備後の運営等を行っていることとしており、本年度、引き続き、事業範囲や事業の運営方法等の検討を進めるため、改めて民間事業者へ市場調査を実施しました。

その調査結果は、前回の審議会（6月23日）以降となりまして、民間事業者の意向等を整理し、庁内調整を進めてまいりました。

ここで、この度、審議していただく使用料についてとなりますが、前回の審議会（6月23日）において、使用料の設定については、市があらかじめ上限値を定め、運営事業者にその上限の範囲内で使用料を設定させる方針との説明をさせていただいたところでしたが、前回審議会以降に民間事業者の意向等を整理し、進めてきた庁内調整では、民間事業者が集客向上を図るために、自ら使用料金を定め、その使用料収入をもって運営を行う「独立採算型」ではなく、定められた使用料の収入すべてについて民間事業者を通じて市の歳入とし、事業者の運営にかかる経費を市が運営費をして支払う「サービス購入型」が望ましいとの方向性で庁内調整が進められております。

「サービス購入型」とは、公共が民間事業者にサービスに係る対価を支払うものであり、契約期間全般にわたって安定的に事業が実施することが可能となります。また、加えますと今般のコロナ禍の影響もあり「独立採算型」を希望する事業者は、市場調査の中ではないとの結果でもありました。

以上のことから、現在、市が検討を進めている事業類型、「サービス購入型」を考慮し、使用料の設定については、使用料の上限を定めるのではなく、定額として使用料を定めていくとの方向で進めていくこととしており、その方向性を踏まえ、資料②において、使用料のシミュレーションをしております。資料①についての説明は以上でございます。

それでは、次に資料②をご覧ください。こちらは、先ほど資料①においてご説明いたしました、都市計画自転車駐車場も含めて試算いたしました「複数階における自転車等駐車場使用料のシミュレーションについて」でございます。

先ず、このシミュレーションに行うのにあたり、他自治体（多摩地区）の定期使用料の調査を行いましたので、説明いたします。

1 ページ目を飛ばして 2 ページ目をご覧ください。

表 3 のとおり、1 の八王子市から 1 4 の西東京市まで、1 4 団体にて立体駐車場の運営を行っていることを確認いたしております。

複数階の定期利用の駐車場使用料の状況としては、1 階層ごとに約 1 0 パーセントや 2 0 パーセントの減額があり、表 4 において集計した結果としては、1 0 パーセントが 8 団体、2 0 パーセントが 8 団体という状況でございました。

また、表 4 に記載しております、現在使用料設定のない原付屋根有り料金については、1 4 団体の平均は約 3 0 0 0 円でございます。当市における原付（屋根付）は、現在、設定はございませんが、（表 2 の下段に記載させていただいたとおり、）平成 2 8 年度の審議会において、料金改定の検討を行った際に、既存の使用料の約 2 0 パーセント程度の増額が適切であるとの答申をいただいております、平成 2 9 年度、条例改定

前の使用料が月2,500円でしたので、その額に約20パーセントを乗じると月3,000円となるところでございます。

これを基に、(恐れ入りますが)1ページ目に戻りまして、定期利用の駐車場使用料のシミュレーションを行っております。

1ページ目の中段、表1のように使用料金の減額を考慮し4パターンでシミュレーションを行っております。

まず、シミュレーションにおいて前提条件として、上段(1)利用者割合についてですが、①の西口第1、第2駐車場における1)駐車場の定期利用者数と一時利用者数の割合、2)一般と学生の割合については、令和元年度時点の定期利用の申請状況や一時利用状況等を勘案して割合を設定しております。また、3)各階ごとの利用者数は、令和元年度の自転車等駐車場の利用実態や自転車駐車場整備センターの資料を参考にし、地下、1階から3階迄の利用率を設定しております。

その割合を考慮して算出し、西1、西2の利用者数が記載のとおりとなるものと考えております。

次に②として、既存の市営駐車場の運営についてもシミュレーションに加えております。こちらの想定利用者数は、令和元年度の利用者状況により記載のとおりと考えております。

次に(2)使用料などについてですが、4パターンにより試算しております。

パターン1としては、現行使用料のままとしており、複数階であっても屋根付き使用料のままとしております。

自転車の使用料につきましては、定期利用の年間使用料が屋根付きで一般が28,800円、学生で17,280円、屋根無しで一般が24,400円、学生で14,640円となります。一時利用の日額使用料は、西1及び西2が機械式となることを想定しているため、一律100円としております。

原付の使用料につきましては、定期利用の年間使用料が屋根なしで一般が30,200円、学生で18,120円となっており、屋根付きにつきましては、詳細は後程ご説明いたしますが、現行の屋根なし料金の約20%程度増額として、一般が36,000円、学生が21,600円と設定しております。一時利用の日額使用料は、こちらも西1及び西2が機械式となることを想定しているため、一律200円としております。

パターン2としては、2階で現行使用料の90パーセント相当、3階で80パーセント相当としております。

パターン3としては、2階で80パーセント相当、3階で70パーセント相当としております。

パターン4としては、2階で80パーセント相当、3階で60パーセント相当としております。

以上のような前提条件から、下段の「2. 使用料のシミュレーション結果」表2を試算しております。試算にあたりましては、放置自転車対策に係る収支も合わせて行っております。

①収入である使用料収入等、②支出である維持管理・運営費等、そして③収入から支出の差し引きした差額の結果でございます。

結果といたしましては、いずれもこのようなマイナス結果となっております。定期

利用に係る使用料の説明につきましては以上となります。

次に3ページに進みまして、2. 一時利用自転車等駐車場についてでございます。

こちらの調査としましては、駅前の食事処や買い物等、駅周辺商業施設の利用者に対して、放置自転車対策の一環として一定時間の無料時間の設定を実施しているかについて、他自治体（多摩地区）における取組状況を調査いたしました。

表5のとおり、1の八王子から10の多摩市まで、10団体が無料時間の設定を行っていることを確認しております。

無料時間帯の設定の集計としましては、表7のとおり2時間の設定が最も多いこととなっております。

当市では、これまで表7の最下段にあるような、商店が市から大口利用券を購入していただき、その商店がその商店利用者に一時利用券を無料で配布・発行するという設定でございましたが、利用実態が無いことや担当としては商店が自費で大口利用券を買取りしていただくご協力は難しいものと考え、無料時間帯の設定を行いたいと考えております。

また、一時利用の使用料につきましては、現行では機械式（ゲートシステム）の駐車場は一般・学生を問わず一律100円となっており、有人式（シルバー常駐）の駐車場は学生については50円としておりますが、本シミュレーションにおいては自転車は一律100円、原付は一律200円と設定させていただいております。一時利用に係る説明も以上となります。以上の内容を踏まえ、自転車等駐車場使用料についてご審議いただきたいと思っております。資料②については以上でございます。

最後に、前回の審議会議事録案を資料③とさせていただきます。以上、大変雑駁ではございますが、本日の資料の概要説明とさせていただきます。

第3 審議

会 長 ありがとうございます。まず、私から改めて本審議会の審議事項について確認させていただきたいことがございます。前回の審議会において、今後、民間活力を導入して複数階からなる自転車駐車場を新たに整備するにあたり、当該施設の利用料金については、これまでの均一な料金体系ではなく、階層ごとに料金の上限を定め、その範囲内で運営側が柔軟な料金設定を可能とする料金体系にしていくかを審議するという解釈でございましたが、先ほどの説明では各階ごとに条例で金額を定め、運営側は条例に基づく利用料金体系において運営を行うといった方向性に変更になったという解釈でよろしいでしょうか。

事 務 局 そのとおりでございます。

会 長 了解いたしました。それでは、審議に入る前に、資料につきましてご質問のある方はいらっしゃいますか。E委員どうぞ。

E 委 員 定期使用料のシミュレーションにつきまして、地下と1階は同額としてシミュレーションされていますが、2階に運ぶ労力と地下に運ぶ労力に差はないと感じましたので、同額とした理由について教えていただけますか。

事務局 新しく整備する施設につきましては、半地下という構造となることを想定しています。半地下とは、地下の天井部分を地盤面よりも高い部分とした構造であり、1階の床部分も地盤面よりも高くなります。そのため、1階に自転車等を運ぶ際にも多少上り下りをする事となります。地下へ運ぶ際には、1階の床部分を高くしたことにより、2階に運ぶよりも上り下りをする労力が軽減されることから、使用料金に関しましては、地下と1階は同額としてシミュレーションを行っております。

E 委員 了解いたしました。

会長 他に資料内容についてご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。いないようですのでこれより審議に入ります。審議事項につきましては、

①各階層における定期使用料について

②原付（屋根付き）の使用料について

③一時利用における無料時間の設定について

以上の事項について審議していきたいと思っております。

まず、①の各階層における定期使用料についてですが、各委員の皆様の考えを聞いていきたいと思っております。A委員どうぞ。

A 委員 階層ごとに料金設定を行うほうが良いと思っております。

会長 ありがとうございます。B委員どうぞ。

B 委員 利用者の観点から考えると、階層ごとに料金設定を行うほうが良いと思っております。

会長 ありがとうございます。D委員どうぞ。

D 委員 階層ごとに料金設定を行うことに賛成です。

会長 ありがとうございます。E委員どうぞ。

E 委員 階層ごとに料金設定を行うべきだと思います。

会長 ありがとうございます。C委員どうぞ。

C 委員 階層ごとに料金設定を行うほうが良いと思っております。

会長 ありがとうございます。それでは皆さん全員が階層ごとに料金設定を行うほうが良いというご意見でございましたので、地下・1階は同額、2階と3階それぞれについて料金設定を行うという審議結果といたします。次に、階層ごとの使用料について各委員の皆様の考えを聞いていきたいと思っております。A委員どうぞ。

A 委員 近隣市の状況を考慮し、パターン2（2階：現行使用料の90%相当、3階：現行使用料の80%相当）が妥当ではないかと考えます。

会長 ありがとうございます。B委員どうぞ。

B 委員 私も同意見で、近隣市の状況を考慮した設定にすべきだと考えます。

会長 ありがとうございます。D委員どうぞ。

D 委員 パターン2が妥当だと考えます。

会長 ありがとうございます。E委員どうぞ。

E 委員 パターン2が妥当だと考えます。

会長 ありがとうございます。C委員どうぞ。

C 委員 パターン2が妥当だと考えます。

会長 ありがとうございます。それでは皆さん全員がパターン2（2階：現行使用料の90%相当、3階：現行使用料の80%相当）が良いというご意見でございましたので、地下・1階は同額、2階は現行使用料の90%相当、3階は現行使用料の80%相当の料金設定を行うという審議結果といたします。次に、原付（屋根付き）の使用料についてですが、平成28年度の答申において、年間36,000程度とするといった内容で答申をしておりますので、当該答申どおりの内容でよろしいでしょうか。

（委員一同 異議なし）

会長 それでは、原付（屋根付き）の使用料については、平成28年度の答申のとおりとするといった審議結果といたします。次に、一時利用の無料時間帯についてですが、まず私から事務局に確認ですが、こちらは、現行の制度として大口利用券の制度はありますが、利用実態が無いこと等を踏まえ、大口利用券の制度とは別に新たに一時利用の無料時間帯を設けるかどうかということについて審議をしていくということで問題なかったでしょうか。

事務局 ご質問のとおり、大口利用券の制度とは別に新たに一時利用の無料時間帯を設けるかどうかということについて審議をしていただきたいと思いますと考えてございます。なお、事務局といたしましては、2時間程度の無料時間帯を設けることで、駅周辺の商業施設等利用者に対し、自転車駐車場への駐車を誘導することができ、駅前の放置自転車対策に一定の効果が期待されるものと考えております。

会長 ありがとうございます。それでは、一時利用の無料時間帯について、各委員の皆様

の考えを聞いていきたいと思います。A委員どうぞ。

A 委員 定期使用は通勤通学といった常時駅を利用する方、一時利用は商業施設等利用といった一時的に自転車駐車場を利用する方といった利用者の区分を明確化できれば無料時間帯を設けてもよいかと考えます。

会 長 ありがとうございます。B委員どうぞ。

B 委員 利用者の観点からすれば、2時間程度の無料時間帯を設定する方がよいと考えます。

会 長 ありがとうございます。D委員どうぞ。

D 委員 2時間程度の無料時間帯を設定すれば、一時的に駅周辺を利用する方も自転車駐車場を利用しやすくなると考えます。

会 長 ありがとうございます。E委員どうぞ。

E 委員 駅西口に民間事業者の駐輪場で2時間無料の駐輪場があり、駅周辺に用事がある際にはそこを活用しています。駅周辺の施設に用事がある場合、2時間程度は時間を要するので、2時間無料の設定があると非常に良いと考えます。

会 長 ありがとうございます。C委員どうぞ。

C 委員 駅周辺の放置防止対策の観点から2時間程度が妥当だと考えます。

会 長 ありがとうございます。それでは皆様の意見を集約すると、一時利用に無料時間帯の制度を導入し、時間につきましては、2時間の無料時間帯を設定するという内容でございましたので、一時利用に無料時間帯の制度を導入し、時間につきましては、2時間の無料時間帯を設定するという審議結果といたします。

それでは本日の審議事項につきまして改めてまとめさせていただきます。

各階層における定期使用料については、地下・1階は同額、2階は現行使用料の90%相当、3階は現行使用料の80%相当の料金設定とする。

原付（屋根付き）の使用料については、平成28年度の答申において、年間36,000程度とするといった内容で答申をしておりますので、当該答申どおりの内容とする。

一時利用における無料時間の設定については、2時間の無料時間帯を設定する。

以上の審議結果となったと思います。皆さん改めて意見等ございませんでしょうか。

（委員一同 異議なし）

会 長 ありがとうございます。それでは本日の議題の審議結果につきましては、以上とさせていただきます。

第4 諸報告・第5 閉会

会 長 次に次第の4、諸報告についてでございます。審議会の今後の日程等について事務局より報告がございます。お願いします。

事 務 局 それでは、諸報告をさせていただきます。
まず、次回の議題についてでございます。議題につきましては、放置自転車の返還料や返還日時等、放置自転車対策業務の運営内容についてご議論いただきたいと思いますと考えてございます。

次に、次回の審議会の日程につきましては、10月22日（木）の午後1時30分より市役所4階の庁議室にて開催したいと考えておりますが、皆様のご都合はいかがでしょうか？

会 長 ただいま事務局より第3回の審議会の日程について提案がございましたが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

（委員一同 異議なし）

会 長 それでは日程につきましては、3回目は10月22日（木）の午後1時30分より庁議室にて開催ということにしたいと思います。

他に何かご質問等ございますでしょうか。ないようですので、令和2年度第2回東久留米市自転車等放置防止対策審議会を閉会といたします。